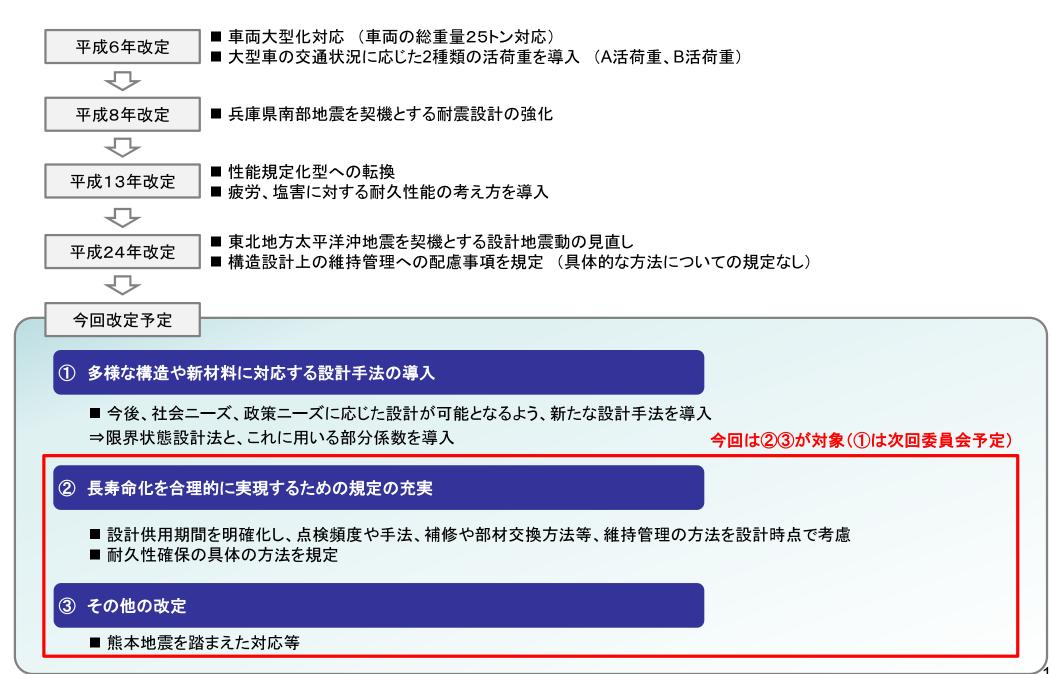
橋、高架の道路等の技術基準の改定について



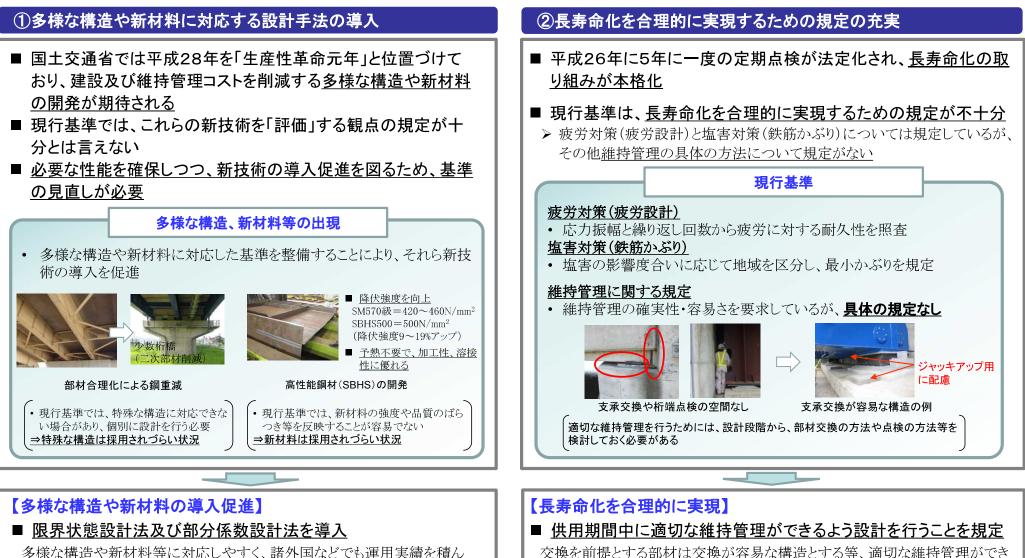
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近年の改定の経緯と今回の主な改定内容

「橋、高架の道路等の技術基準」は、地震等への対応、社会ニーズ、最新の知見や技術を踏まえて、適宜改定を行っている。



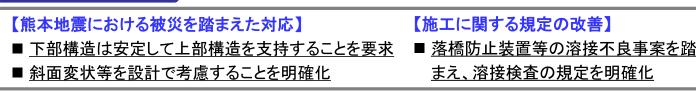
改定の背景と目的



るように設計を行うことを規定

多様な構造や新材料等に対応しやすく、諸外国などでも運用実績を積んできている設計手法を導入

③その他の改定事項



【点検結果を踏まえた改善】

■ <u>落橋防止装置等の溶接不良事案を踏</u> ■ <u>特殊な形状のPCポステン桁のひび割れ</u> まえ、溶接検査の規定を明確化 発生を踏まえ、ひび割れ防止対策を充実

長寿命化を合理的に実現するための規定の充実

【課題】

■ 現行基準では、理念として耐久性の確保、維持管理の確実性・容易さを要求しつつ、具体には疲労と塩害のみについて、100年を想定した対策 を規定しているが、適切な維持管理を行う上で、網羅的に規定されているものではない。

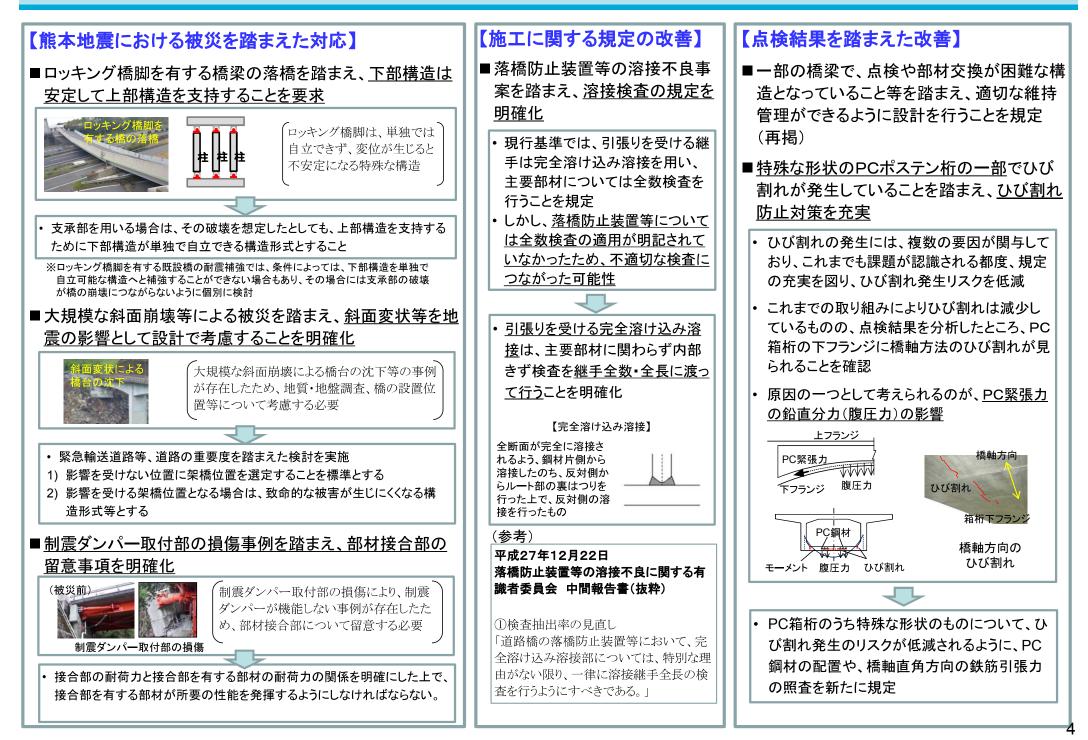
【改定内容】

- 適切な維持管理が行われることを前提に、橋が良好な状態を維持する期間として、100年を標準とすることを規定。
- 耐久性確保の方法を3つに分類して定義するとともに、具体例として、部材交換を前提とした設計や、塗装等の防食方法の採用に関する規定を追加。

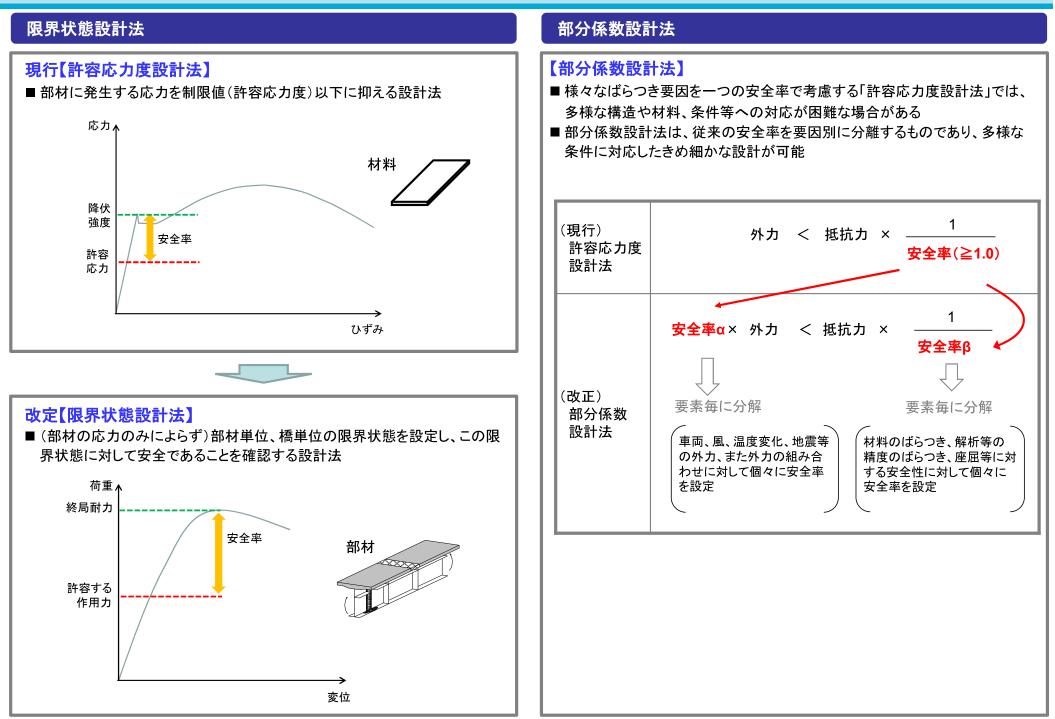
【耐久性確保の方法】

方法	具体例(H13~これまでの設計)			具体例(今回新たに規定)
1. 劣化の影響が ないとみなせ る構造とする	▶ 劣化させない 設計	【疲労させない対策】 鋼橋の疲労限設計の規定 (荷重の繰り返し回数に係わらず、疲労が生じな い応力変動以下となるように設計		 ● 交換を前提とする部材は、交換が容易な構造とすること等を規定 ● ジ換を前提としてること等を規定 ● ジ承や伸縮装置等については、交換を前提とし、交換が単に可能というだけでなく容易であること ● ň端及び支承まわりにて、点検のための空間を確保すること ● が端及び支承まわりにて、点検のための空間を確保すること
 耐久期間に応じた部材寸法 じた部材寸法 や構造とする 	▶ 部材の劣化を 前提とした設計	【疲労対策】 鋼橋への累積的影響を考慮した設計の規定 荷重の繰り返しによる累積の影響が 許容値以下になるように設計 応力変動 ⁿ × 繰返し回数 ≦ 許容値		
		【塩害対策】 <u>コンクリート橋の鉄筋かぶりの規定</u> コンクリート中を塩分が浸透する早さを分析 ↓ 供用期間中(100年)に鉄筋位置での塩分濃度 が基準以下となるよう、鉄筋のかぶりを設定		 ■施工・維持管理の容易さ、耐久性、部材の重要度等を考慮して、適切な防食方法を選定することを規定
	▶ 部材交換を前 提とした設計 等	設計段階での規定なし		複数の方法の組み合わせ ま面塗装 <u> 鉄筋防食技術</u> +
 部材寸法や構 造とは別途の対 策を行う 	▶ 塗装等の防食 方法の採用	設計段階での規定なし		

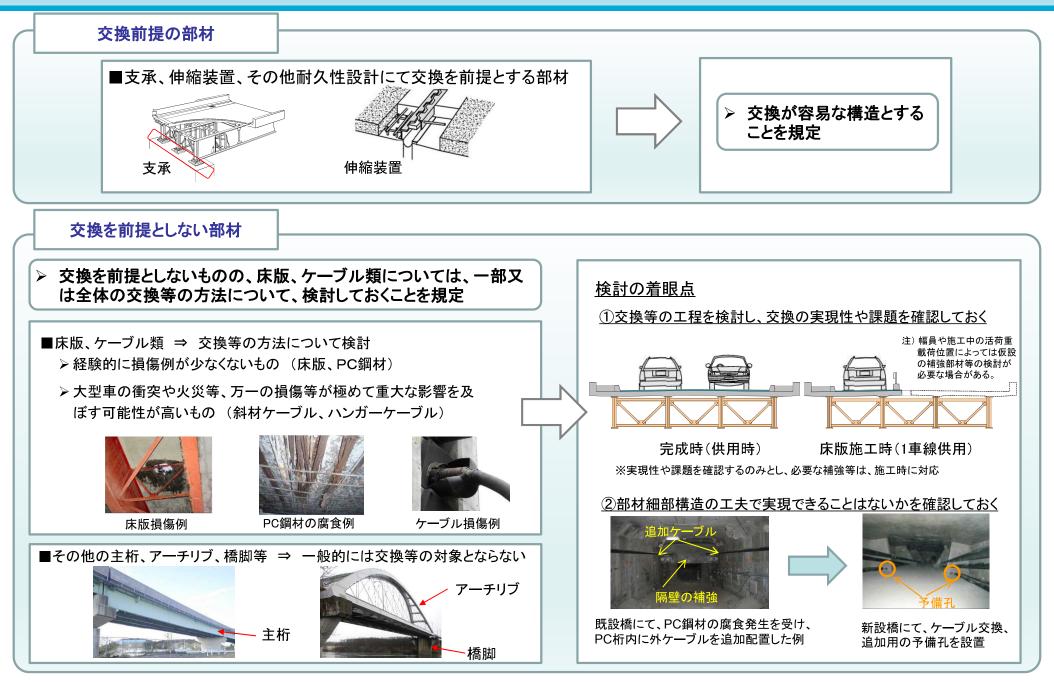
その他の改定事項



[参考1] 限界状態設計法、部分係数設計法の概要



[参考2] 部材交換に関する配慮事項の規定

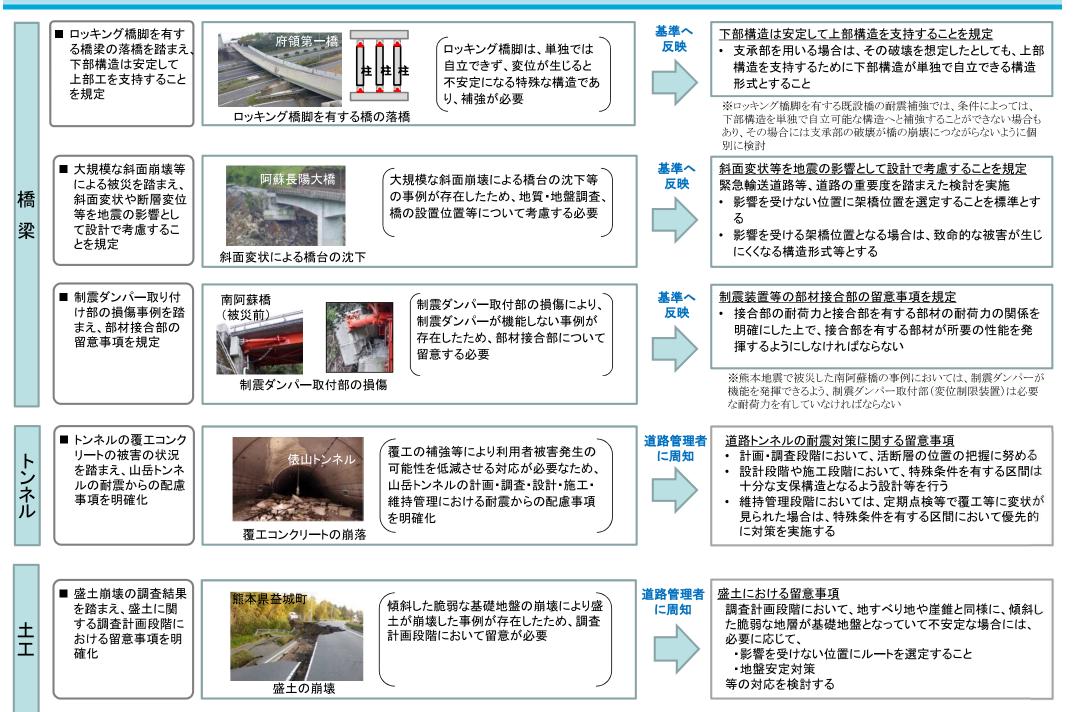


参考:米国AASHTO 2.5.2.3 Maintainability(維持管理性)

Structural system whose maintenance is expected to be difficult should be avoided. (維持管理の困難が予期される構造系は避けること)

~ <u>例として</u>、床版交換、支承やジョイント交換のための<u>事前検討</u>が挙げられている。

熊本地震を受けた対応 技術基準類への反映



盛土崩壊(国道443号熊本県益城町)の例



<当初の推定>

□集水地形上の盛土内の水位上昇による影響で盛土が崩壊したものと想定(6/24 当小委員会で報告)

<今回の見立て> □6月15日から9月5日まで地下水等を観測した結果、盛土表面から7m以上低い位置にあり、盛土内に達していないことを確認。このため、盛土内の水位上昇による影響ではないと推定 □一方、当該地区における盛土は傾斜した基礎地盤内で崩壊していることを確認

【今後の対応方針】

 ・<u>盛土の基礎地盤については</u>、地すべり地や崖錘と同様、傾斜した脆弱な地層でも地震動で盛土と同時に崩壊すること がありうることから、調査計画段階で、必要に応じて、影響を受けない位置にルートを選定することや地盤安定対策等の <u>対応を検討することが必要である旨、各道路管理者に通知予定</u>。



道路に関する主な技術基準の制定状況

※代表的なものを記載

	新設・改築に関する技術基準	維持・修繕に関する技術基準		
橋梁	橋、高架の道路等の技術基準(改定中)			
トンネル	道路トンネル技術基準 道路トンネル非常用施設設置基準	<u>5年に─度近接目視</u> 定期点検要領		
舗 装	舗装の構造に関する技術基準			
± エ	道路土工構造物技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (シェッド・大型カルバート)		
附属物等	道路標識設置基準 道路照明施設設置基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (門型標識・情報板) 「門型標識・情報板)		
	立体横断施設技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領(横断歩道橋)		
	防護柵の設置基準	(維持管理の内容を含む)		
	道路緑化技術基準	(維持管理の内容を含む)		